

令和5年 No26

○国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

令和5年3月27日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第22号

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 理事及び副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) <u>各学系教授会、教職大学院教授会及び機構教授会構成員から選出された教授 各1名</u></p> <p>(7) 附属学校運営部長</p> <p>(8) 事務局長</p> <p>(任期等)</p> <p>第4条 前条第6号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第3条第6号の規定にかかわらず、令和5年度の評議員の選出は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この規程施行の際、現に改正前の第3条第6号の評議員である者は、改正後の第3条第6号の評議員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、当該評議員の残任期間とする。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 理事及び副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 大学院連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) <u>各学系の教授会構成員から選出された教授 各2名</u></p> <p>(7) 附属学校運営部長</p> <p>(8) 事務局長</p> <p>(任期等)</p> <p>第4条 前条第6号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>